

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所  
副研究科長に関する規程

〔平成27年1月22日〕  
規則第31号

(設置)

- 第1条** 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の2の規定に基づき、人文社会科学研究所に副研究科長を置く。
- 2 前項の副研究科長は、教養学部長及び経済学部長をもって充てる。

(職務)

- 第2条** 副研究科長は、研究科長の職務を補佐し、研究科の運営を円滑に遂行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。